

米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画（案） に係るパブリック・コメントの結果について

1 募集対象計画等

米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画（案）

2 募集期間

令和２年９月４日（金）～２３日（水）

3 意見の提出者数及び件数

提出者数３名／提出件数５件

4 提出方法

F A X １名 持参２名

5 意見の内容とその意見に対する回答

No.	意見（要約）	市の考え方	修正の有無
1	第６章地区別構想において、窪田・塩井地区は米沢市の北の玄関口とうたわれており、窪田地区も米沢北インターチェンジ周辺の開発は重要だと感じています。 米沢北インターチェンジ周辺について、「計画的な産業系土地利用を検討します。」と記載されていますが、２０数年も前から米沢市に対して開発を要望しており、ぜひとも早急な開発実現をお願いします。 条件によって開発できるようなところ、企業が参入したいという具体的な話があるところから開発した方がよいと思います。 当該インターチェンジ周辺は田畑が広がっていますが、農業従事者の高齢化、後継者不足など、様々な問題を抱えている状況でもありますので、例えば、天童市などのように、大型ショッピングセンターなどがくれば、雇用の創出、人口減少解消、そして若者の定着等、活性化につながるので、早期の開発をお願いします。	米沢北インターチェンジ周辺につきましては、東北中央自動車道の開通により、これまで以上に開発ポテンシャルが高まっている状況を踏まえ、計画案に「計画的な産業系土地利用を検討」する旨を記載したところです。 産業系土地利用に関する具体的な内容につきましては、民間の動向を踏まえながら今後検討を進めていくとともに、検討に当たっては、頂戴した御意見を参考とさせていただきます。	無
2	都市施設の整備方針における、道路網整備について優先路線として掲載されているが、都市計画道路万世橋成島線及び石垣町塩井線の早期実現を図り、街なかの内環状道路を完成させることで、市立病院などへのアクセスや利便性の高い市街地となると考えられるため、公共事業の選択と集中により進めてほしい。	市街地環状線を形成する主要幹線道路である都市計画道路万世橋成島線及び都市計画道路石垣町塩井線につきましては、その市街地交通ネットワーク化を推進するための重要な整備予定路線です。本市としましては、当該路線を優先路線として位置付けした上で、整備に向けた具体的な取組が着実に推進されるよう、県や地域との連携を図りながら、早期着工できるよう環境を整えてまいりたいと考えております。	無
3	私も７０歳を過ぎ、交通弱者の１人であり、今まで以上に公共交通の重要性を痛感しています。持続可能なまちを実現する上でも、車に頼らなくても誰もが生活の足として利用できる公共交通の仕組みを構築してほしい。	計画案に掲げておりますとおり、徒歩でも移動可能なコンパクトなまちづくりを目指し、都市と周辺地域を円滑に移動することができる、利用しやすく利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、地域公共交通計画を新たに策定し、公共交通の利便性・効率・持続可能性を更に高めていくための取組を推進してまいります。	無

No.	意見（要約）	市の考え方	修正の有無
4	5-4 誘導施設・誘導区域の設定（1）誘導施設の設定の項で掲載されている表では、小学校、中学校の誘導施設の考え方として「小学校・中学校の立地については、「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」に基づき進めていくことから、誘導施設には設定しません」とあります。 しかし、平成30年3月に策定された「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」では、20年後には中学校3校、小学校8校に統合することとされており、それらの学校の中には、本計画の中心地区内にあるものもあります。そうしたことから、小中学校についても、誘導施設に設定する必要があるのではないのでしょうか。 また、今後、誘導施設に設定した小中学校の改修・新設工事などを行う際に、国からの財源補助が見込める、ということはありませんか。もし、そうであれば、そうした点からも、小中学校を誘導施設として設定することが望ましいのではないのでしょうか。	誘導施設に設定することは、対象となるすべての施設を「都市機能誘導区域」内に誘導することを基本とするものです。その上で、小学校・中学校につきましては、都市構造に影響を与える重要な都市施設の一つではありますが、一方で、「適正規模・適正配置」の観点から、必ずしも「都市機能誘導区域」のみに集積すべき施設ではないと考えました。また、計画案にも記載のとおり「小学校・中学校の立地については「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」に基づき進めていく」としており、市が一定の範囲において立地をコントロールできる対象であるものとも考えているところであり、これらを踏まえ、誘導施設としては設定しないこととしたものです。 なお、密度の高いコンパクトなまちづくりを進めていくという全体的な方針においては、誘導施設に設定されているかどうかに関わらず、あらゆる施設について、この方針に沿った形で将来の土地利用の構想を踏まえた上での立地の検討を進めるべきものであり、小学校・中学校についても、その点において例外はないものと考えているところです。 また、国からの財源補助についてですが、誘導施設に設定することにより、小中学校の整備については国土交通省系の国庫補助対象となり得るものです。ただし、交付要件の中に、他省庁の補助制度がある場合は、これを優先して活用することが原則とされていることから、小中学校整備に当たっては、文部科学省系の補助を優先して検討するものと考えているところです。	無
5	都市再生特別措置法の一部を改正する法律が令和2年6月10日に制定され、その日から起算して6か月以内に施行することとされました。 その中では、立地適正化計画の記載事項として、防災指針に関する事項が新たに掲げられたものと思います。この点について、この度の「米沢市都市計画マスタープラン・米沢市立地適正化計画(案)」との関係はどうなっているのでしょうか。	都市再生特別措置法の一部を改正する法律につきましては、令和2年6月10日に公布され、同年9月7日から施行されました。その改正内容の一つとして「立地適正化計画の記載事項への防災指針の追加」が明記されたところです。 本市におきましては、法改正前段階から検討を進め、本市の考えに基づく防災指針を記載したところであり、なお、これを踏まえて「5-5(2)⑤自然災害への対応（防災指針）」としていたものを「5-5(2)⑤自然災害への対応(本市の考えに基づく防災指針)」と修正します。 また、計画公表後、本市での防災指針に関する検討が進んだ段階においては、国の方針を踏まえた計画の一部見直しについて検討を行います。	有

6 新旧対照表（修正部分抜粋）

修正前	修正後																
第5章 立地適正化計画 5－5 計画の実現に向けた取組 （2）居住を誘導するための施策 ⑤ 自然災害への対応【防災指針】 災害リスクに対応し、事前防災及び減災、その他迅速な復興復旧等に資するための計画を策定するとともに、関係機関との協力のもと、河川等の計画的な整備や治水安全度の向上と適切な維持管理を推進するほか、自主防災組織の活動強化を図るなど、より安全で安心に暮らせる都市づくりを推進します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土強靱化地域計画策定事業</td><td>事前防災・減災と発災後の迅速な復興復旧に資する施策を計画的に実施し、強靱なまちづくりを実施するため、国土強靱化地域計画を策定します。</td></tr> <tr> <td>災害に強い都市基盤の整備</td><td>河川の浚渫等を行い、災害防止を図るとともに、生活関連水路の整備を進め、防災のまちづくりを推進します。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織の育成</td><td>自主防災組織の設立を促進するとともに、既存組織の育成を行うため、防災資機材を交付し支援します。</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業概要	国土強靱化地域計画策定事業	事前防災・減災と発災後の迅速な復興復旧に資する施策を計画的に実施し、強靱なまちづくりを実施するため、国土強靱化地域計画を策定します。	災害に強い都市基盤の整備	河川の浚渫等を行い、災害防止を図るとともに、生活関連水路の整備を進め、防災のまちづくりを推進します。	自主防災組織の育成	自主防災組織の設立を促進するとともに、既存組織の育成を行うため、防災資機材を交付し支援します。	第5章 立地適正化計画 5－5 計画の実現に向けた取組 （2）居住を誘導するための施策 ⑤ 自然災害への対応【本市の考えに基づく防災指針】 災害リスクに対応し、事前防災及び減災、その他迅速な復興復旧等に資するための計画を策定するとともに、関係機関との協力のもと、河川等の計画的な整備や治水安全度の向上と適切な維持管理を推進するほか、自主防災組織の活動強化を図るなど、より安全で安心に暮らせる都市づくりを推進します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土強靱化地域計画策定事業</td><td>事前防災・減災と発災後の迅速な復興復旧に資する施策を計画的に実施し、強靱なまちづくりを実施するため、国土強靱化地域計画を策定します。</td></tr> <tr> <td>災害に強い都市基盤の整備</td><td>河川の浚渫等を行い、災害防止を図るとともに、生活関連水路の整備を進め、防災のまちづくりを推進します。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織の育成</td><td>自主防災組織の設立を促進するとともに、既存組織の育成を行うため、防災資機材を交付し支援します。</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業概要	国土強靱化地域計画策定事業	事前防災・減災と発災後の迅速な復興復旧に資する施策を計画的に実施し、強靱なまちづくりを実施するため、国土強靱化地域計画を策定します。	災害に強い都市基盤の整備	河川の浚渫等を行い、災害防止を図るとともに、生活関連水路の整備を進め、防災のまちづくりを推進します。	自主防災組織の育成	自主防災組織の設立を促進するとともに、既存組織の育成を行うため、防災資機材を交付し支援します。
事業名	事業概要																
国土強靱化地域計画策定事業	事前防災・減災と発災後の迅速な復興復旧に資する施策を計画的に実施し、強靱なまちづくりを実施するため、国土強靱化地域計画を策定します。																
災害に強い都市基盤の整備	河川の浚渫等を行い、災害防止を図るとともに、生活関連水路の整備を進め、防災のまちづくりを推進します。																
自主防災組織の育成	自主防災組織の設立を促進するとともに、既存組織の育成を行うため、防災資機材を交付し支援します。																
事業名	事業概要																
国土強靱化地域計画策定事業	事前防災・減災と発災後の迅速な復興復旧に資する施策を計画的に実施し、強靱なまちづくりを実施するため、国土強靱化地域計画を策定します。																
災害に強い都市基盤の整備	河川の浚渫等を行い、災害防止を図るとともに、生活関連水路の整備を進め、防災のまちづくりを推進します。																
自主防災組織の育成	自主防災組織の設立を促進するとともに、既存組織の育成を行うため、防災資機材を交付し支援します。																